

商店街で開業を希望されている方へ

平成30年度版

H30. 4. 1

公益財団法人ひょうご産業活性化センターでは、商店街の活性化を図るため、空き店舗や事業継承を希望する店舗を活用して新規出店する場合に、家賃と改装費の一部について助成金を交付しています。

(助成期間、助成金額等は、「商店街新規出店・開業等支援事業助成金のご案内」をご参照ください。)

商店街での開業を希望し、この助成金の活用をご検討されている方は、下記の「Q&A」と「交付決定までの流れ」を参考に、お近くの商工会議所・商工会又は当センターへお問い合わせください。

記

Q : 助成対象となる商店街の空き店舗はどこにありますか？

A : 商店街に関する条件は、次のとおりです。

- | |
|---|
| ①会則があり、役員を選出していること(任意の組合等でも可) |
| ②会則に基づき会費を徴収し、地域住民に向けて共同で売り出しやイベント等の販促活動を行っていること |
| ③商業集積や商店街活性化に取り組む意志があり、 開業希望者の出店について同意(推薦)すること |
| ④大企業等が管理運営する大型商業施設等である場合は、テナントの多くが中小企業であること |



A : 空き店舗に関する条件は、次のとおりです。

- | |
|---|
| ①商店街の範囲内にあること |
| ②賃貸借契約を急かされている店舗でないこと (※助成金の交付決定までに1~2ヶ月を要します。) |
| ③開業希望者が自ら所有する店舗でないこと |
| ④暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者が所有する店舗でないこと |
| ⑤前の事業者が撤退した後、3ヶ月以上継続して営業活動が行われていない店舗であること |



※空き店舗情報については、お近くの商工会議所・商工会又は当センターにお問い合わせください。なお、事業継承を希望する店舗の情報に関しては、直接当センターにお問い合わせください。

Q : 空き店舗の確認をしましたが、その他にも条件はありますか？

A : 主な条件は次のとおりです。

① 空き店舗の所有者との関係等について

- ・所有者と密接な関係にある場合は対象外となります。

(密接な関係とは)

生計を一にする場合、3親等以内の親族である場合、開業希望者(又は所有者)が経営する法人・団体等の役員又は従業員の身分を有する場合等

- ・所有者にこの制度の趣旨を理解いただき、店舗の賃貸借契約の締結を**交付決定日以降**まで待ついただく必要があります。(詳しくは、「交付決定までの流れ」をご参照ください。)

② 事業内容について

- ・小売業、飲食店、サービス業等(注)であって、昼間の商業活性化に寄与するものが対象です。

(注)原則として信用保証協会の保証対象となる業種で、不特定多数の消費者を対象として昼間に営業するものが対象です。

(対象外の例)

事務所・倉庫、車庫、病院・診療所・調剤薬局・鍼灸接骨院等の医療関係施設、介護福祉関係施設、大手フランチャイズ店、無店舗小売業、金融・保険業、娯楽業、スナック、立ち飲み屋、風俗営業等

③ 商店街との関係について

- ・この制度は商店街の活性化を目的としておりますので、出店するに当たっては商店街の代表者の同意書が必要となります。また、開業後は3年以上継続して事業を行うとともに、速やかに商店街の会員(組合員等)となり、商店街活動に参加いただくことが必要となります。

- ・商店街内における店舗移転や商店街から他の商店街への店舗移転は、対象外となります。また、過去に同様の助成金を受けて商店街に出店した者が、撤退して再度出店する場合なども対象外となります。なお、既存店舗の営業を継続して2店舗目を出店する場合などは対象となる場合があります。

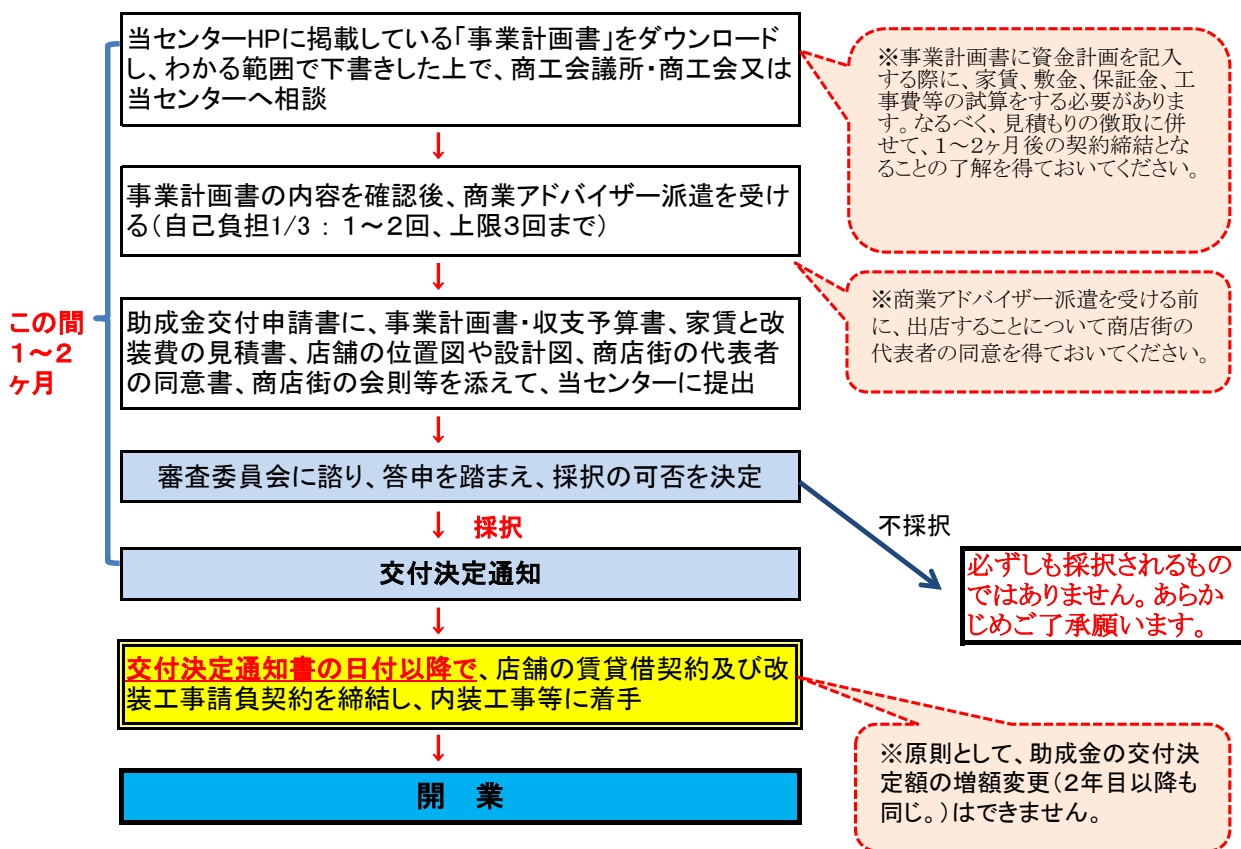
Q : 法人、団体は対象となりますか？

A : 中小企業者・小規模企業者や商業団体のほか、商店街の活性化に寄与する活動を行う法人・団体等も対象とする場合があります。なお、政治・宗教活動を行う団体、暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者(暴力団員等を事業に関与させるほか、社会的に非難されるべき関係を有する場合を含む)は対象外です。

Q : 実際にこの制度を活用する場合はどうすれば良いですか？

A : まずは、開業プラン(店舗の立地状況、商品・サービスの内容、近隣の競合店舗の状況、販売方法、必要な設備・人員・技術・資格・許認可、資金繰り等)を、ある程度具体的にまとめて、お近くの商工会議所・商工会又は当センターにご連絡ください。

交付決定までの流れについて



その他の注意事項

・ 助成対象経費の詳細は次のとおりです。

①店舗賃借料は、店舗部分を助成対象経費とします。なお、賃借料に店舗以外が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の助成対象経費を算定します。

(対象外の例)

管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料等

②店舗改装費は、最低限必要となる店舗部分の内装、撤去、ファサード(正面外装)整備、給排水衛生設備、電気、空調・ガス配管等の工事費を助成対象経費とします。なお、工事費に店舗以外が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の助成対象経費を算定します。

(対象外の例)

- ・ショーケース、机、椅子、テレビ、パソコン、エアコン、冷蔵庫、調理機器等の什器備品
- ・什器備品の移設費や廃棄処分費、各種申請手数料等
- ・必要以上に高価な照明器具、看板等

・ 商工会議所・商工会の創業セミナーや当センターの創業塾などを受講された方、中小企業診断士等の専門家派遣制度を活用しアドバイスを受けられた方は、商業アドバイザーの派遣回数を減らすことができます。

問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課
TEL:(078)977-9116 FAX:(078)977-9119